

杉並区の利用者支援事業の概要

1. 実施場所等

	子どもセンター	(仮称) 子ども・子育てプラザ
①場所	保健センター内 (5 所)	再編後の児童館施設等を活用 (14 か所)
②開始時期	27 年 4 月	28 年 1 2 月～ 随時整備予定
③特徴	保健センターの母子保健事業と連携して実施	乳幼児親子の居場所事業、一時預かり事業と一体的に実施
④具体的な支援の手法	<ul style="list-style-type: none"> ○妊娠届時から相談を受け付け、育児不安等に予防的な支援ができる ○乳幼児健康診査等の事業を通して、すべての乳幼児家庭を支援対象とできる ○専門的支援が必要な相談者には、その場で保健師につなぐことができる 	<ul style="list-style-type: none"> ○多機能をもつ施設で支援を実施することで、居場所利用者などが気軽に相談を利用できる ○相談者に対し情報提供のみでなく、居場所の提供・一時預かりの実施等、具体的サービスの提供と一体的に支援ができる
⑤その他	<ul style="list-style-type: none"> ○各種申請の受付 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保育施設の利用 ・ 産前・産後支援ヘルパー ・ 訪問育児サポーター ○地域関係機関ネットワーク 	<ul style="list-style-type: none"> ○各種申請の受付 (検討中) ○地域関係機関ネットワーク (小学校区単位)

2. 子どもセンターでの取り組み

○情報収集

- ・ 地域の子育てサービス実施施設等に出向き、区民ニーズに合った情報を収集

○利用相談・情報提供

- ・ 母親学級・パパママ学級や乳幼児健診で、集団対象に情報を発信したり、個別の相談に対応
- ・ 困難家庭に対しては保健師等と情報を共有しながら、時間をかけて相談を実施
- ・ 児童館等関係機関に出向いての利用相談・情報提供の実施

○区民への周知

- ・ 妊娠届出時にチラシの配布
- ・ すこやか赤ちゃん訪問、乳幼児健診でのチラシ配布、PR
- ・ 広報、ホームページ、子育て便利帳等での周知